



古河市子ども・子育て会議
令和3年度第2回

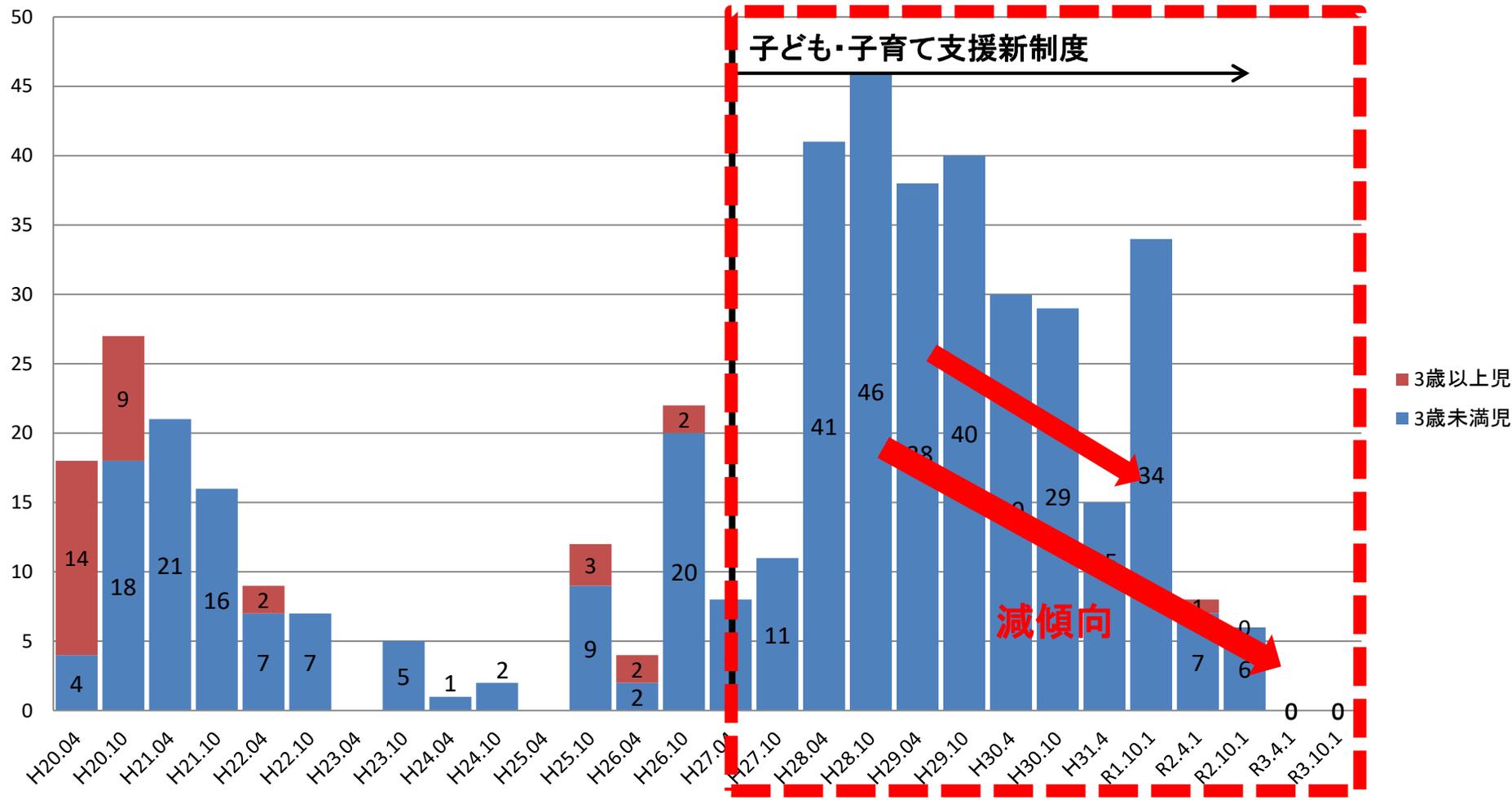
A background image showing a woman in a pink top and white skirt lifting a child into the air. They are in a lush green field with a city skyline in the background under a bright, hazy sunset sky. The scene is framed by a white dashed border.

待機児童数について

(1) 待機児童数の状況について(令和3年10月1日時点) P1

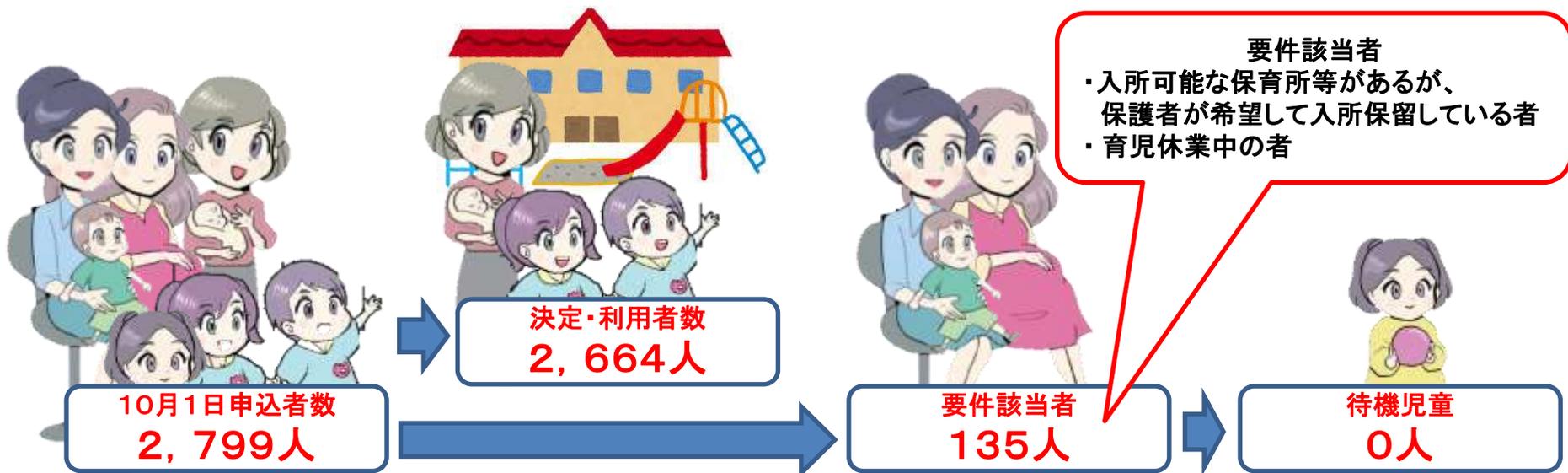
(人)

待機児童の推移【待機児童調査より】



●4月・10月ともに子ども・子育て支援新制度開始後「初の待機児童ゼロ」となった。

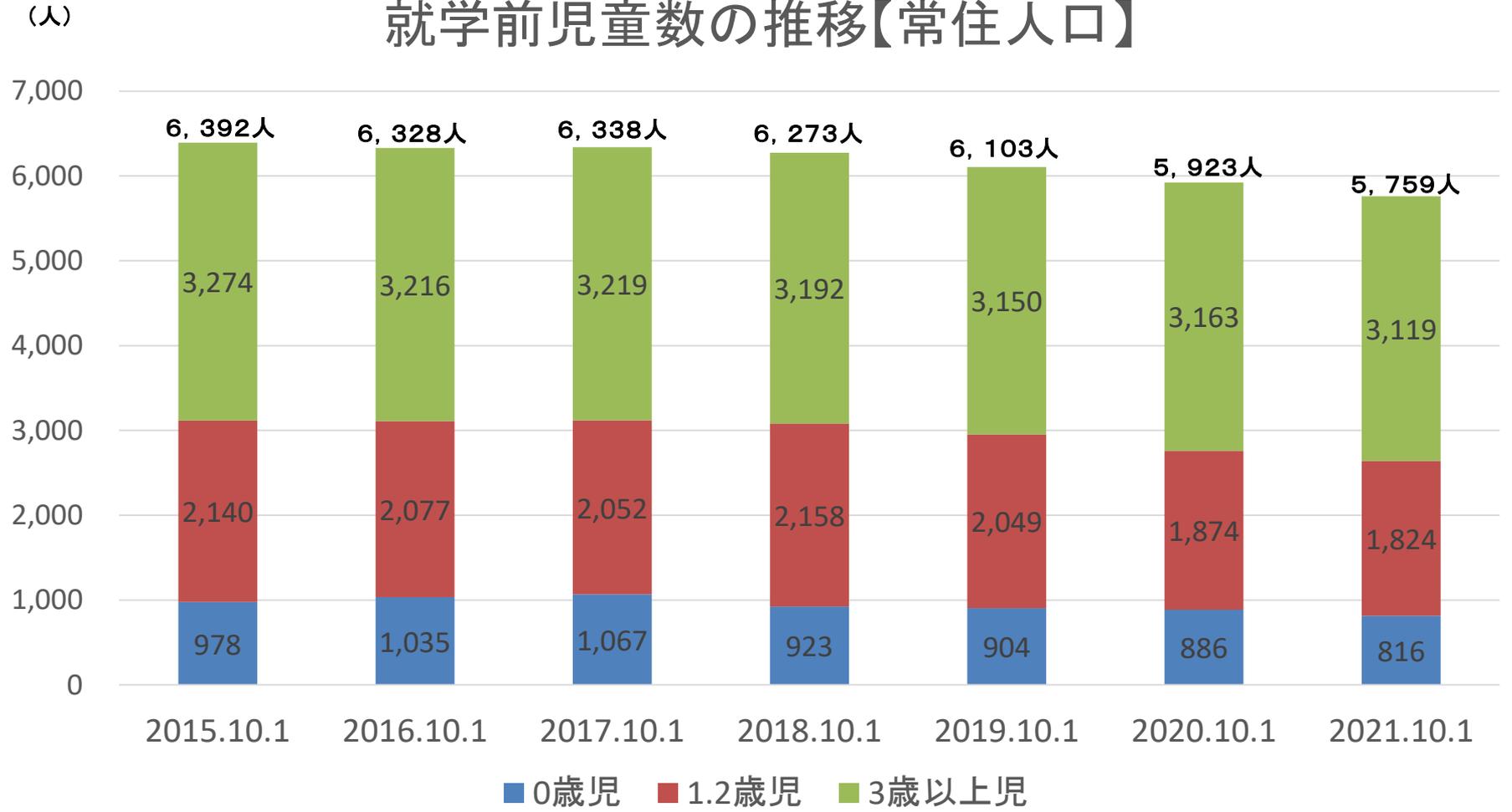
(1) 待機児童数の状況について(令和3年10月1日時点) ^{P2}



年齢	申込者数 (A)	利用者数 (B)	要件該当者 (C)	待機児童 (D=A-B-C)
0歳	276人	212人	64人	0人
1歳+2歳	949人	896人	53人	0人
3歳以上	1,574人	1,556人	18人	0人
合計	2,799人	2,664人	135人	0人

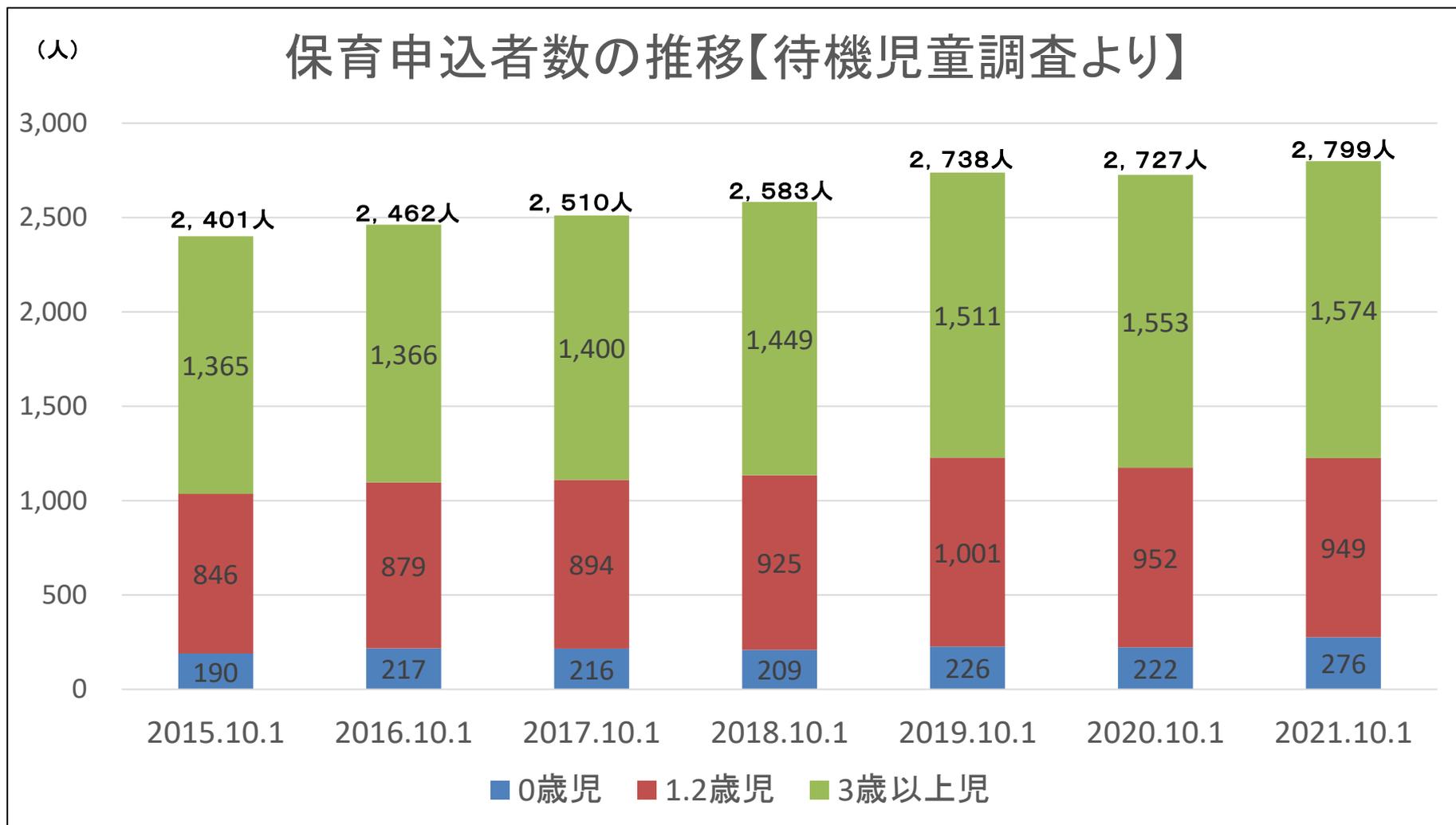
(1) 待機児童数の状況について(令和3年10月1日時点)^{P3}

就学前児童数の推移【常住人口】



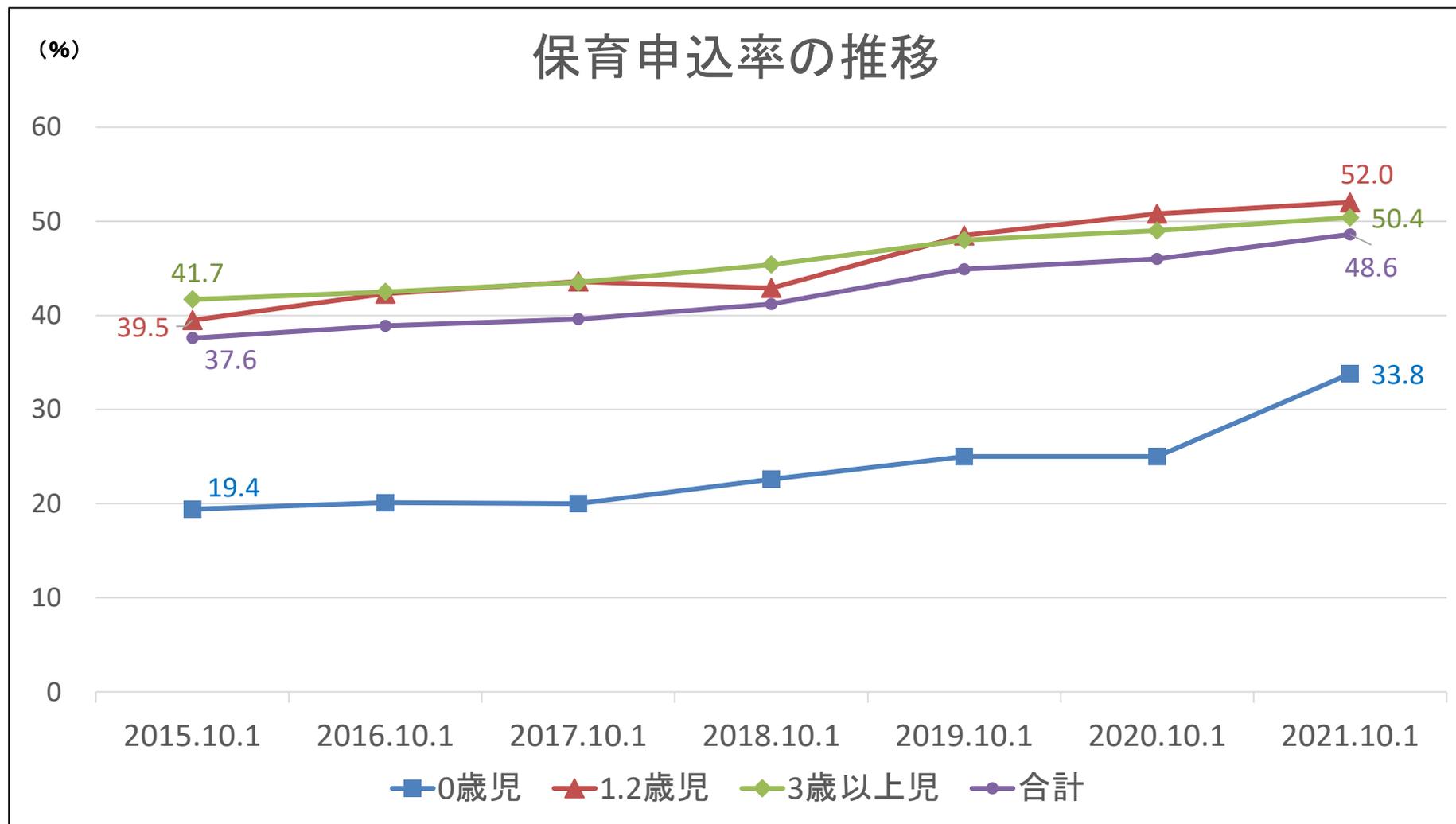
0歳から5歳の古河市の子どもの数は、2015年と比較し、633人(9.91%)減少。
4月時点と同様に10月時点でも子どもの数は減少傾向にある。

(1) 待機児童数の状況について(令和3年10月1日時点)^{P4}



全体申込数は、2015年と比較し398人(16.57%)増加。0歳申込数は、86人(45.26%)増加。1・2歳申込数は、103人(12.17%)増加。3歳以上申込数は、209人(15.31%)増加となっており、申込者は増加傾向である。

(1) 待機児童数の状況について(令和3年10月1日時点)^{P5}



申込率全体では2015年と比較し11.0ポイント増加。0歳申込率14.4ポイント増加。1・2歳申込率は、12.5ポイント増加。3歳以上申込率は、8.7ポイント増加となっており、申込率は増加傾向である。



市内保育施設の
認定こども園移行について

市内保育施設の認定こども園移行について(報告)

項目	内容								
名称	柗保育園								
設置者	社会福祉法人 七藤会								
住所	古河市山田614-5								
施設区分	(移行前)保育所 ⇒ (移行後)保育所型認定こども園※ ※認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。(内閣府HPより)								
移行時期	令和4年4月1日から								
年齢区分	3号			2号			2・3号計	1号	施設全体
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
現定員	3	9	9	13	13	13	60	0	60
移行後定員	3	9	9	11	11	11	54	6	60
増減	0	0	0	▲2	▲2	▲2	▲6	6	0
備考									



認可外保育施設
キッズスペースninoの
事業停止命令について

キッズスペースninoについて(施設の概要)

「認可外保育施設」とは、乳児や幼児を保育している施設のうち、児童福祉法や認定こども園法に基づく認可を受けていない施設を総称したものです。

認可外保育施設は、基本的に個人や会社が自由に設置することができますが、原則として、1日に子どもを1人でも保育する施設は届出対象施設となり、開設の際は茨城県への届出が必要となります。

また、認可施設に準じた基準(認可外保育施設指導監督基準)があり、年1回の運営状況の報告を求め立入調査を行っています。重要な指摘事項がある場合は「文書指導」、比較的軽微な指摘事項がある場合は「口頭指導」として、設置者・経営者に基準を遵守するように伝え、改善を求め指導監督をしています。

キッズスペースnino 古河店の概要

項目	設置届 内容
事業所名	キッズスペースnino
所在地	古河市女沼850番地5 ブリランテ古河105号
設置者	光山 隼天 (こうやま はやて) (個人)
利用児童定員	20人
設置届出受理日	令和元年5月17日
その他備考	・2号店となるあかやまjoy店を設置(令和2年11月17日受理) こちらは当施設とは別となるため、今回命令の対象とはなっていない。

当施設について、茨城県が事業停止命令を行いました。

キッズスペースninoについて(※参考※ 指導監督について)

問題を有すると認められる場合の指導監督 ※認可外保育施設指導監督の指針抜粋

【通則】 立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図ること。

1	改善指導 (権限:市)	立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行うこと。
2	改善勧告 (市)	改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合には、留意事項24の重点調査事項の例を踏まえつつ、改善指導に止めずに、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行うこと。
3	利用者に対する 周知 (県)	改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる必要があること。
	公表 (県)	改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し、その内容を通知するとともに、公表するよう要請すること。(同法第59条第4項及び第7項参照)
4	事業停止命令 又は 施設閉鎖命令(県)	児童福祉審議会の意見を聴き速やかに判断した上で、文書により事業停止又は施設閉鎖を命ずること。通常は事業停止命令を先ず検討すべきであるが、改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発することとする。

キッズスペースninoについて(※参考※ 公表に至る経緯)

前回子ども会議(令和3年6月22日)資料から

	年月日	内 容
改善指導	R2.3.12	通常立入調査を実施。認可外保育施設指導監督基準に違反する事項が多数あることが判明し、現在に至るまで指導を続ける。
	R3.1.21	県・市による立入調査を実施。この際にも改善は見受けられなかった。
改善勧告	3.30	これまで繰り返し指導を行ってきたにもかかわらず、改善が見受けられなかったため、利用児童の安全確保の観点から改善勧告を行い、改善勧告に対する是正改善の状況について期限を付して報告を求める。
	4.28	改善勧告に対する是正改善の状況について、期限を経過しても報告は無かった。
	4.30	特別立入調査を実施。無資格の保育従事者1名のみで複数の乳幼児を保育している等不適切な状態を確認。
	5.5	改善勧告に対する是正改善の状況について、報告を求める事項のうち一部が報告される。しかし改善が図られている事項はあるものの、保育従事者の配置等は改善が認められなかった。

令和3年5月17日 改善勧告に従わない認可外保育施設として公表

キッズスペースninoについて(命令に至る経緯)

	年月日	内 容
事業停止命令	6.11	公表後、改善の状況の確認のため、特別立入調査(県・市)を実施。
	6.19	特別立入調査(県・市)を実施し、改善がない状況を確認。
	6.22	茨城県が事業停止命令を予定していることを付記したうえで、設置者に対し弁明の機会の付与。
	7.21	7月19日付で弁明書を茨城県が受理。
	7.24	弁明書の内容確認のため、特別立入調査(県)を実施。 弁明書の内容と実態に不一致があることを確認した。
	7.29	茨城県社会福祉審議会開催。委員から意見聴取。

令和3年8月16日 茨城県が設置者へ事業停止命令

■事業停止期間:

令和3年8月23日から改善すべき事項が全て改善されたことが確認できるまで

■処分の理由

認可外保育施設指導監督基準に違反し、古河市長の改善勧告及び茨城県知事の公表にもかかわらず、改善勧告に対して改善が行われておらず、かつ、改善の見通しがいいことは児童福祉に著しく有害であると認められるため。

【現在の状況】 8月20日から同所での預かりは確認されておらず、茨城県に廃止届が12月24日に提出された。



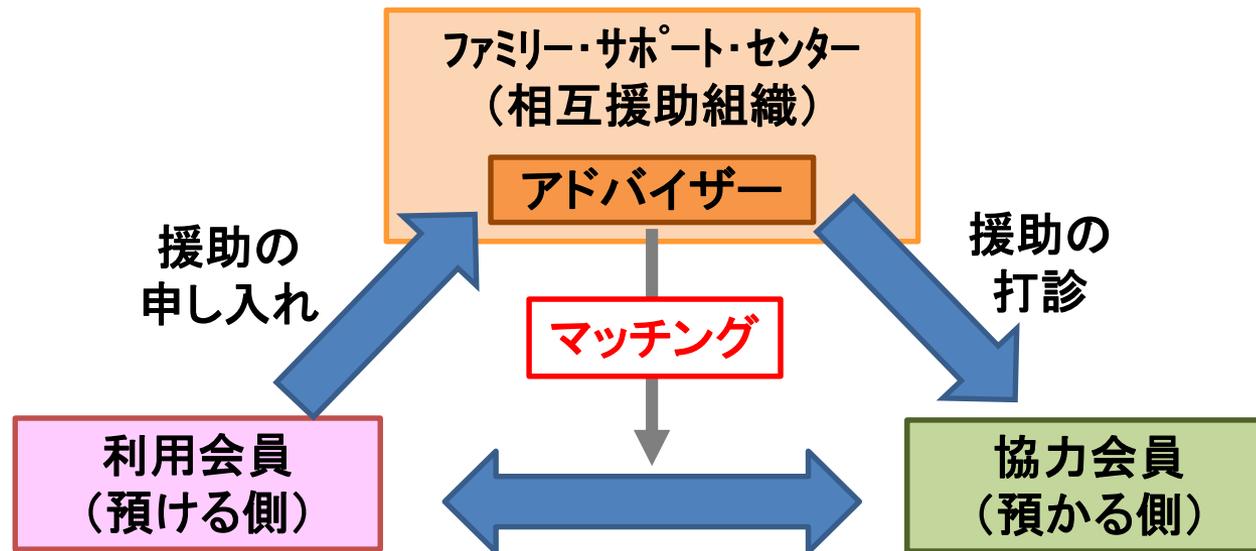
古河市ファミリー・サポート・センター
の
運営方針について

古河市ファミリー・サポート・センターの運営方針について(制度の概要)

ファミリー・サポート・センター事業とは

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

本事業については、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられる。



○相互援助活動の例

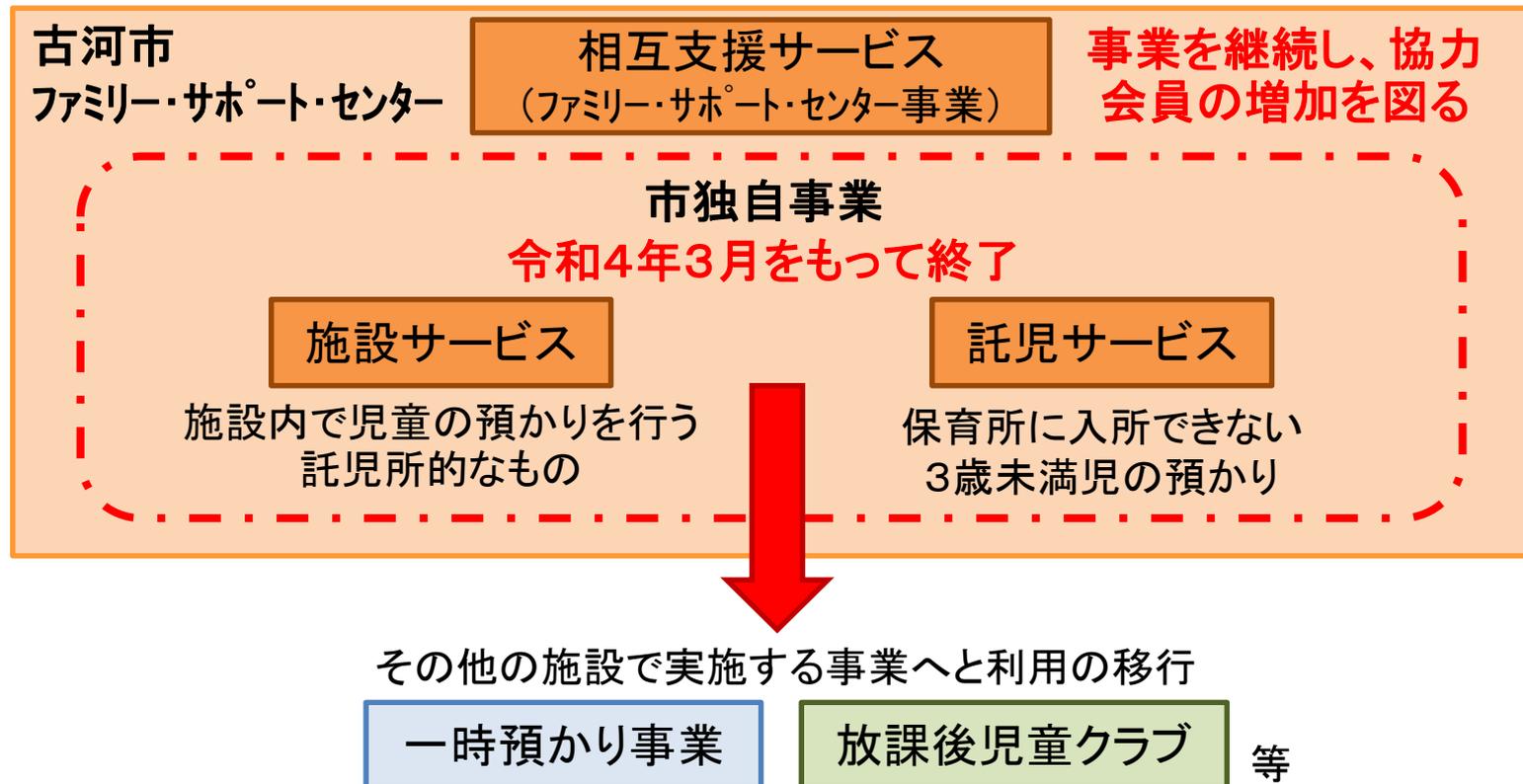
- ・保育施設等までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。

古河市ファミリー・サポート・センターの運営方針について(今後の方針)

古河市では「ファミリー・サポート・センター」という施設を設置し、前述の地域子ども・子育て支援事業として位置付ける「相互支援サービス」のほか、古河市独自事業として、「施設サービス」と「託児サービス」を同施設内で提供を行ってきました。

当施設について、市内保育施設が充実するとともに、一時預かりなど多様な保育サービスが充実してきたことやサービスの公平性の観点から、本施設において幼児教育無償化の対象となっていない「施設サービス」および「託児サービス」については本年度末(令和4年3月)をもって終了します。

令和4年4月以降は、継続して実施する「相互支援サービス」の活用のほか、保育施設で行っている一時預かりや、小学校に設置されている児童クラブの利用を促しています。





その他の